

貸金業法の改正

- 1 貸金業者は、公証人に対し、利息制限法の定める制限額を超える利息又は損害金が約束されている貸借又はその保証契約等についての強制執行認諾文言付き公正証書（「特定公正証書」と言われます。）の作成を公証人に囑託できません。

制限額以内であれば可能です。

- 2 貸金業者は、債務者や保証人等から、「特定公正証書」の作成を公証人に囑託するための委任状を受け取ってははいけません。

制限額内であっても同様です。

- 3 貸金業者は、債務者や保証人が「特定公正証書」の作成を公証人に囑託するために代理人を選任する場合に、その代理人の選任に関して推薦その他推薦に類する関与をしてはいけません。

制限額内であっても同様です。

- 4 貸金業者が、「特定公正証書」の作成を公証人に囑託する場合に、あらかじめ借主や保証人等に対して書面を交付して説明しなければなりません。